**長野県セーリング連盟規約**

1. 総　則

第　１条　（名　称）

本会は、長野県セーリング連盟と称する。

第　２条　（構　成）

本会は、㈶日本セーリング連盟水域制による関東水域の長野県内、野尻湖、木崎湖、諏訪湖において活動するセーリング団体の中で長野県セーリング連盟に登録された団体で構成する。

第　３条　（目　的）

　　　　　　　　本会は、㈶日本セーリング連盟を支援し、本会を構成する水域相互間の

連絡調整等を図ることにより、セーリング（ヨット）競技の普及発展に

寄与することを目的とする。

第　４条　（事　業）

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 関東水域で行われる国際大会、全日本選手権大会並びに国民体育大

会等の協力及び支援

1. 長野県内水域で行われるヨット大会並びにセーリングに関する行事

の主催及事の主催及び支援

1. 長野県水域で行われるセーリング競技会及び行事等の会場及び日程

の調整

　　　(4)　本会を構成する水域相互間の親睦に関する事業

　　　 (5)　会議の開催 (6) その他本会の目的遂行のために必要な事業

第　５条　（所在地）

　　　　　 本会の事務局は、本会を構成する県連水域内に置き、必要に応じて事務

局の所在地を水域内において変更することができる。

1. 役　員

 第　６条　（役　員）

　　　　　 本会は、次の役員を置き、その任期は２年とし再任を妨げない。

　　　　　　　　　会　長　　　　　　　　１名

　　　　　　　　　副会長　　　　　　　若干名

理事長　　　　　　　　１名

　　　　　　　　　副理事長　　　　　　　１名

会　計　　　　　　　　１名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理　事　　　　　　　　５名以上

監　事　　　　　　　　１名

第　７条　（会　長）

１．会長は、本会を代表してこれを統率する。

　　　　　　　２．会長は、総会において選任する。

第　８条　（副会長）

1. 副会長は、会長を補佐し、会長に不都合のある時はあらかじめ会長が

定めた順序に従い副会長がこれを代行する。

２．副会長は会長が任命する。

第　９条　（理事長）

１．理事長は、理事を統率し、理事会を運営する。

２．理事長は、理事会の互選により選出されるものとする。

第１０条　（副理事長）

1. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に不都合のある時は副理事長がこれを代行する。
2. 副理事長は、理事長が任命する。

　　　第１１条　（理　事）

1. 理事は、本会を構成する会員の意思を代表し、理事会の定める業を

執行する。

1. 理事は立候補又は推薦により総会において選任する。

第１２条　（会　計）

1. 会計は、本会の会計及び財務全般に亘り担当し、総務関連事項の任

に当たる。

２．会計は、本会を構成する理事より理事長が任命する。

第１３条　（監　事）

　　　　　　　 １．監事は、本会の会計監査及び財政面に関する指導を行う。

　　 ２．監事は、会長が任命する。

1. 会　議

第１４条　（総　会）

　定期総会は年１回会長これを招集・開催する。

　　　会長は、必要に応じて臨時総会を招集することができる。

　　　 １．総会の議長は、理事長があたり議事進行を行う。

 ２．総会は、本会を構成する役員、本会を構成する団体の代表者が出席

できるものとし、その２分の１以上の出席が無ければ開会すること

ができない。

３．総会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは,

議長の決するところによる。

４．審議された案件は、議事録に記載し保管する。

第１５条　（理事会）

１．理事会は、理事長、副理事長、理事、及び会長、副会長をもって構

成する。

　　　　２．理事会は、本会の目的達成のための事項を審議議決する。

　　　３．理事会の議事は理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、

　　　　　　　　　 議長の決するところによる。

４．理事会は必要に応じ理事長が招集開催する。理事は理事長に理事会

の開催を要請することができる。

５．理事会の議長は理事長がこれにあたる。

６．理事長は必要に応じて理事会に理事・役員以外の者を陪席させ、意

見を述べさせることができる。

７．理事会の議事の経過及び議決事項を議事録に記載し保管する

1. 雑　則

第１６条　（会　費）

1. 本会の運営は、本会を構成する会員の会費・寄付・その他の収入をも

ってこれに充てる。

　　　　２．会費は別途定めるものとする。

第１７条　（会計年度）

　　　　　　　本会の会計年度は毎年４月１日より３月３１日までとする。

第１８条　（定めなき事項）

　　　　　　　本規約に定めなき場合で重要な案件は総会で、それ以外のものは理事会の

　　　　　　　決定によるものとする。

以上

付　則

1. 本会の会費は年間　○○○円とし、毎年　○月　○日までに次年度分を支払うものと

する。

２．理事会は、原則として年２回以上開催する。

３．セーリング関連事業への協賛金及び一部県連に対して支援補助金を給付することがで

きる。

４．本規約は平成１０年　４月　１日から施行する。

５．本規約改正は平成２８年　４月　１日から施行する。

６．本規約改正は令和　４年　４月　１日から施行する。